

意見書（案）第34号

生活に困窮する人への給付金支給を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土 屋 けんいち 様

提出者	三鷹市議会議員	栗 原 けんじ
賛成者	〃	大 城 美 幸
〃	〃	紫 野 あすか
〃	〃	前 田 ま い

生活に困窮する人への給付金支給を求める意見書

さきに行われた総選挙で岸田首相は「新型コロナウイルスでお困りの皆様へ給付金をお届けする」と公約していた。しかし、11月19日に閣議決定された経済対策に盛り込んだ10万円の給付金の条件は「住民税非課税世帯」となっており、コロナで大打撃を受けた非正規の人でも、年収が100万円、給与収入が1か月当たり8万3,000円を超えると課税世帯となり、給付金事業の対象外となってしまう。都市部に暮らす非正規の人は、家賃だけでも安くても5万円以上はかかってしまうことを考えれば、月額10万円ほどの収入で生活すること自体が困難を抱え、日々の生活は節約に節約を重ね、フードバンクなどを利用して何とか生活を維持しているという。

また、事業者に対する給付金事業も昨年の持続化給付金の半分の水準である。

これではコロナで収入が減り生活に困っている国民、市民には届かない給付金事業となる。

よって、本市議会は、政府に対し、生活に困窮する人への給付金を求めて下記のことを要望する。

記

- 1 個人向けの給付金は、コロナで収入が減り、生活に困っている人を広く対象にして1人10万円を基本に「暮らし応援給付金」を支給すること。
- 2 事業者向けの給付金は、持続化給付金・家賃支援給付金の第2弾に取り組むこと。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日

三鷹市議会議長 土屋 けんいち